

募集の費用に助成金が支給されます！

相談
無料

人材がほしい会社・法人様向け

助成金を活用して 採用する方法あります

助成金が

最大

175
万円

- 時間外労働等改善助成金
(勤務間インターバル導入コース)
- 人材確保等支援助成金
(働き方改革支援コース)
※2019年度新設
※正社員1名、生産性要件適用の場合

専門家が募集～定着までをサポート（採用コンサルティング）し、
更に募集費用の新しい資金調達方法をお伝えします！

募集の費用を掛ければ採用できるものではないことは、良くご存じだと思います。当事務所では、「採用コンサルティング」として「募集～定着」までを一貫してサポートします。また契約内容によっては、3か月間で面接件数がなかったら、契約金の一部を返済します。

更に、時間外労働等改善助成金を活用することで、求人情報サイトや求人情報誌、新聞等への求人広告の掲載、合同企業説明会への出展、求人パンフレット・ダイレクトメール等の作成や採用コンサルティング等の費用の3/4の助成を受けることができます。

加えて、人材確保等支援助成金を活用し、1事業所10人まで雇用（短時間可）した場合助成されます。1人当たり60万円＜生産性要件適用で75万円＞が受給可能です。

ご相談お申込み専用FAX番号 076-277-4415

貴社名		代表者様名	
ご住所	〒	受講者様名	(お役職)
お電話番号	-	従業員数	

ご記入いただきました個人情報は弊社主催セミナー関連以外には使用致しません。
また、管理は厳重に行い、第三者への開示等（法的義務に伴う要請を受けた場合を除く）は一切致しません。
※今後メールでのご案内を希望なさらない場合は、大変お手数ではございますが、
このメールを返信いただき、配信を希望しない旨をお知らせ下さい。

本助成金
に関する
お問合せ

助成金相談センター北陸
社会保険労務士法人ウイズ
TEL:076-277-4408

まず採用を成功させるポイントの一部紹介

スキル1

求人票の作成方法



簡単な仕事内容と賃金の記載だけの求人票はダメ！

具体的にイメージがわくような仕事内容の記載と来てほしい人の条件も明確に記載しておく。また企業理念や会社の雰囲気も記載しておくことでより自社に共感し働き甲斐を感じる人材を集められます。

時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)とは？

「働き方改革」の中で、終業から始業までの休息時間を就業規則で定め、従業員の健康確保に貢献する取り組みを行った事業所が支給対象です。

労働時間に関する内部研修、コンサルティング、就業規則の整備、人材確保のための取り組み、労務監査管理のためのハード・ソフトウェアの購入費用等が助成対象となります。

スキル2

面接における質問項目



志望動機や職歴の質問だけではダメ！

求職者も質問を想定して面接に臨んでいます。ありきたりの質問では、その人の資質を見抜けません。求める人材を見抜く質問をしなければミスマッチは防げません。面接での質問の仕方をお教えします。

募集～定着コンサルのご紹介

- 採用基準の作成
- 求人票の作成サポート
- 求人メディアの活用
- 説明会・面接立ち合い
- 採用HPの作成(紹介)
- 継続的マネジメント 等々

※サービス費用につきましては、支援内容によりお見積りさせていただきます。尚、スポット契約は実施していません。

今まで「いい人を採用できなかった」「採用したけどすぐやめてしまった」などお悩みをお持ちの企業様は、ぜひお気軽にご相談ください。



TEL: 076-277-4408



社会保険労務士法人ウイズ

(担当: 山内・畠中)

〒924-0805 白山市若宮3-26

E-mail: srwith-net@po.hitwave.or.jp

URL: <http://srwith.jp>